

決定番号

徴収猶予・換価猶予(期間延長)通知書

滞納者又は特別徴収義務者	住所(所在地)						職業				申請年月日	年 月 日	
	氏名(名称)						電話番号				決定年月日	年 月 日	
徴納付(納収入)すべ金き	年	度	期 別	税 目	税 額	延 滞 金 額	過 少 申 告 加 算 金 額	重 加 算 金 額	滞 納 処 分 費	猶 予 期 間			
					円	法律による金額 円	円	円	法律による金額 円	年 月 日から 年 月 日まで			
										根 拠 法 令			
	合 計				円(及び上記の法律による金額)								
納付(納入)内訳	納付(納入)期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	摘 要		
	納付(納入)金額	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
納 税 担 保	担 保 財 産						保 証 担 保				その他		
	種 類	数 量	所 在		氏 名		住 所 (居 所)						
一 部 不 承 認 の 理 由													
下記のとおり、徴収猶予・換価猶予(期間延長)をしたので、通知します。 なお、これにより納めないときは、この猶予を取り消し、滞納処分をすることになりますので、注意してください。													
年 月 日 納税者又は特別徴収義務者 氏名(名称) 様 美唄市長 印													

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 不要文字を消して使用すること。